

令和 7 年度 指定障害児入所施設集団指導資料

東京都福祉局障害者施策推進部
施設サービス支援課 児童福祉施設担当

目次

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 事故防止対策の徹底に向けて | No. 3 ~ 6 |
| 2 虐待防止の取組 | No. 7 ~ 1 1 |
| 3 防犯等安全管理の確保 | No. 1 2 ~ 1 4 |
| 4 非常災害時の体制整備の強化 | No. 1 5 ~ 1 9 |

1 – 1 事故防止対策の徹底に向けて

- 今年度も残念なことに、利用者に対する事故や、施設・事業所運営に関する事故は後を絶たない状況にある。

例) 食事中の誤嚥による死亡事故

転倒して骨折等により入院等が必要となった事故

利用者への誤薬事故

個人情報の紛失 等 **※障害福祉サービスの事例を含む**



施設の事故防止対策の徹底が必要

(具体的な取組)

- ヒヤリハット事例の分析や事故防止マニュアルの作成と再検討
- リスク管理の徹底
- 職員の研修の実施 等

1 – 2 事故防止対策の徹底に向けて

事故が発生した場合は、①指定を行っている都道府県、②支給決定を行っている都道府県及び実施機関の児童相談所、③利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとなっている

- 報告すべき重大な事故は以下の通り
 - ①死亡事故
 - ②入院を要した事故（持病による入院は除く）
 - ③（②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故
 - ④薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）
 - ⑤無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの）
 - ⑥感染症の発生
 - ⑦事件性のあるもの（職員による暴力事件等）
 - ⑧保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
 - ⑨施設運営上の事故（不正会計処理や送迎中の交通事故、個人情報の流出等）
 - ⑩区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）
 - ⑪その他特に報告の必要があると施設が必要があると施設が判断したもの

1 – 3 事故防止対策の徹底に向けて

<事故報告について>

1. 事故後、速やかに事故報告フォームから報告ください。また、特に重大な事故については電話で一報ご連絡いただきますようお願いいたします。
2. 事故報告書の「事故後の対応」では、今後、同様の事故が起こらないように事故の背景分析とその改善策を検討いただき、ご記載ください。
3. 新型コロナウィルス等の感染症につきましては、以下の報告基準に該当する場合は、新型コロナウィルス感染症の事故報告書のご提出をお願いいたします。
 - ①同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
 - ②同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ③上記①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

1 – 4 事故防止対策の徹底に向けて

○事故報告書は、以下のフォームよりご提出願います。なお、死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせがある事故、クラスターが発生した際は、速やかに電話等でご報告ください

<報告先>

施設サービス支援課児童福祉施設担当

電話03-5320-4374

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/835126>

1－5 事故防止対策の徹底に向けて

＜安全計画について＞

令和4年度の運営基準の改正により、取組が以下のとおり義務化されました。

※送迎の有無にかかわらず、全事業者が対象です。

※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務となります。

1. 障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検や事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導等、事業所における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定すること。
2. 安全計画について従業者に周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
3. 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
4. 安全計画は定期的に見直しをすること。

※ 安全計画作成の際の留意事項については「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」を参照ください。

1 – 6 事故防止対策の徹底に向けて <自動車を運行する場合の所在の確認について>

令和4年度の運営基準の改正により、取組が以下のとおり義務化されました。

障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 – 1 虐待防止の取組

児童虐待防止法において「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）がその監護する児童について行う虐待

具体的な虐待の区分は以下の通り

(1) 身体的虐待

- ・児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 性的虐待

- ・児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

(3) ネグレクト

- ・児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

(4) 心理的虐待

- ・児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。））その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 – 1 虐待防止の取組

障害者虐待防止法において「障害者虐待」とは次のものをいうものとされています。

- 養護者による障害者虐待
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- 使用者による障害者虐待

具体的な虐待の区分は以下の通り

- (1) 身体的虐待
 - 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
- (2) 性的虐待
 - 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること
- (3) 心理的虐待
 - 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- (4) 放棄・放置
 - 障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、(1)～(3)に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること
- (5) 経済的虐待
 - 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

2 – 2 虐待防止の取組

利用者の人権擁護、虐待防止の取組のため、下記のとおり改めて確認、徹底していただきますようよろしくお願ひいたします。

1 利用者の人権擁護・虐待防止のための体制について

- ・運営規程への定めと全職種の職員への周知
- ・虐待防止委員会（年1回以上）、虐待防止の責任者を設置する等の体制整備
- ・倫理綱領・行動指針等の制定、虐待防止のための指針・虐待防止マニュアルの作成、及び虐待防止啓発掲示物や相談・通報・届出先掲示物等の周知徹底など

2 人権意識、知識や技術向上のための研修の実施について

- ・全職種の職員を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
- ・障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修
- ・事例検討

3 虐待を防止するための取組について

- ・管理者による日常的な支援場面の把握、風通しの良い職場づくり
- ・非常勤職員を含めた全職種の職員に対する虐待防止マニュアルの周知徹底
- ・全職種の職員に対する、定期的な虐待防止チェックリストの実施とその活用

2 – 3 虐待防止の取組

4 通報義務について

- ・児童虐待（疑いを含む。）については、児童虐待防止法に基づき、児童相談所もしくは区市町村子供家庭支援センターに通告する義務があります。

5 身体拘束の禁止について

- ・児童福祉法に基づく運営基準では、支援の提供にあたり、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。やむを得ず身体拘束等を行うときは所定の手続きを経るようご留意ください。
- ・なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについても御留意願います。

2 – 4 虐待防止の取組

6 運営基準の改正による取組の強化について

令和3年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、虐待防止の更なる推進と身体拘束の適正化の推進のため施設・事業所の取組が以下のとおり義務化されました。運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

- 虐待防止について虐待防止委員会の開催（少なくとも1年に1回）とその検討結果の従業者に周知徹底
 - ① 従業者への定期的な研修の実施（年1回以上）
 - ② 虐待の防止等のための責任者の設置

2 – 5 虐待防止の取組

- 身体拘束の適正化について身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の定期的な開催（少なくとも1年に1回）とその検討結果の従業者に周知徹底
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ③ 従業者への定期的な研修の実施（年1回以上）
- 身体拘束の適正化に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

<参考>

障害者福祉支援施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000654199.pdf>

3 – 1 防犯等安全管理の確保

- 平成28年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。
- この事件を受け、厚生労働省から当該事件の検証を踏まえて、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、必要と考えられる点検項目が示されました。
- 点検項目は大きく「日常の対応」と「緊急時の対応」とに分けて示されています。（詳細は次頁参照）

3 – 2 防犯等安全管理の確保

- 日常の対応（6項目）

- ① 所内体制と職員の共通理解
- ② 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携
- ③ 施設等と利用者の家族の取組み
- ④ 地域との共同による防犯意識の醸成
- ⑤ 設備整備面における防犯に係る安全確保
- ⑥ 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

※ 各項目の詳細については「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」を参照ください

3 – 3 防犯等安全管理の確保

- 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応（2項目）
 - ① 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制
 - ② 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

※ 各項目の詳細については「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」を参照ください

4 – 1 非常災害時の体制整備の強化

令和3年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、感染症や災害への対応力強化の取組が義務付けられています。（令和5年度までは努力義務）

①感染症等対策の強化

- ・感染対策委員会の開催…概ね3ヶ月に1回以上、定期的に開催
- ・指針の整備…平常時の対策及び発生時の対応を規定する
- ・研修の実施…指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上の定期的な研修を開催
- ・訓練（シミュレーション）の実施…年2回以上の定期的な訓練の実施

《参考》

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf>

感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

4 – 2 非常災害時の体制整備の強化

②感染症や非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化

- ・業務継続計画等の策定
- ・研修の実施…年1回以上、定期的に開催する。
- ・訓練（シミュレーション）の実施等…年1回以上、定期的に開催する。

《参考》業務継続計画に係る国マニュアル等

感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

4 – 3 非常災害時の体制整備の強化

非常災害対策について

障害者支援施設等は、運営基準において非常災害対策として以下の取組が求められています。

- ・消火設備その他の必要な設備の整備及び非常災害計画の策定等
- ・非常災害に備えた定期的な訓練
- ・訓練の実施にあたり、地域住民との連携に努める

また、水防法又は土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられています。

※ 詳細については「社会福祉施設等における避難の実効性確保に関する取組み等について」を参照ください

4 – 4 非常災害時の体制整備の強化

社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

- 社会福祉施設等において、平時より、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、事業継続に必要な対策を講じることが重要である。そこで、社会福祉施設等の災害対策について、厚生労働省より点検事項が取りまとめられていますのでご確認ください。

- | | |
|------------------|------------------|
| ①停電に備えた点検 | ④通信が止まった場合に備えた点検 |
| ②断水に備えた点検 | ⑤物資の備蓄状況の点検 |
| ③ガスが止まった場合に備えた点検 | ⑥その他留意事項 |

※ 詳細については「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」を参照ください

4 – 5 非常災害時の体制整備の強化

<災害時情報共有システムについて>

- ・災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体が迅速に把握・共有し、停電施設への電源車の手配など、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげることを目的としたシステムである。
- ・災害が発生すると、災害の規模などから必要に応じ東京都が被災状況の報告を依頼します。その際、事前に登録いただいた連絡先に専用のURLが送られますので、システムにアクセスし、被災情報の報告を行っていただきます。（アクセスの際にID、PWは不要です。）
- ・施設・事業所におかれましては、災害発生時に報告の依頼メールが送付された時には速やかに被災状況の報告をお願いいたします。

5 感染症や災害への対応力の強化

- ・感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組
 - ①委員会を定期的に開催し、結果を従業者に周知を徹底
 - ②指針の整備
 - ③従業者に対し、定期的な研修や訓練の実施
- ・業務継続に向けた計画の策定や研修・訓練等の実施
 - ①計画の策定
 - ②従業者に対し、定期的な研修や訓練の実施
- ・地域と連携した災害対策の推進
訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。